

保護者様

インフルエンザによる出席停止の手続について

京都市立京都工学院高等学校
校長 谷口正朋

お子様は、インフルエンザで静養中のため、「学校保健安全法」により出席停止となります。登校する場合には、医師の指導に従い十分休養後登校するようご指導ください。なお、登校初日に以下の「インフルエンザ罹患・休養届」を学校に提出してください。

【出席停止期間の基準】発症した翌日より5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※「インフルエンザ罹患・休養届」は保護者の方がご記入ください。

※当該証明書の内容につきまして、確認を必要とする場合には、お問合せをさせていただく事がございますので、予めご了承くださいませようよろしくお願い申し上げます。

インフルエンザ罹患・休養届

令和 年 月 日

年 組 番 氏名

インフルエンザにより欠席しておりましたが、医師より「登校許可」がありましたので、登校させていただきます。報告します。

診断日 令和 年 月 日 (曜日)

医療機関(医師名)

休養期間 令和 年 月 日 (曜日) ~ 令和 年 月 日 (曜日)

保護者氏名(自署)

〈 担任 → 保健室 〉